

こんなお困りごとありませんか？

遺言

生前対策

遺産分割

遺留分

相続手続き

相続不動産について

- 将来的に利用予定のない土地を売却したい。
- 維持・管理が難しい不動産を保有している。
- 実家が共有名義で相続人間で話し合いが進まない。
- 実家や自宅が空き家になるかもしれない。

相続手続きから相続不動産の売却までを一括してサポートします。

遺言の作成について

- 財産を託したい又は託したくない家族がいる。
- トラブル防止に遺言を書きたい。
- 大切な家族に最後の想いを遺しておきたい。
- 遺留分にも配慮した遺言を作成したい。

正しい遺言を残すことで財産や家族を守れます。

遺産分割について

- 遺産の分け方が不公平で納得できない。
- 疎遠な相続人がいて遺産分割の話し合いが進まない。
- 突然、遺産分割協議書が送りつけられて、印鑑を押せと急かされている。

遺産分割で納得できる結果を得るため、トラブルの解決が得意な弁護士がお手伝い致します。

生前対策について

- 近くに頼れる親族がない。将来、認知症になったときの財産管理をサポートしてくれる制度を知りたい。
- 死後の手続(火葬、埋葬など)をしてくれる人がいない。
- 私が亡くなったら、障がいのある子どもの生活が心配。

ご相談者様に合った生前対策をご提案します。

相続のよくあるご相談

Question 01



初めての相続で状況を把握できていませんが、相談しても大丈夫ですか。

大丈夫です。ご相談では、今後どのような方法で相続人や遺産などを把握するのか、その後に遺産分割や相続手続きをどのようにすすめるのかについて、丁寧にご説明いたします。

Question 02



無料相談をしたら、相続の依頼をしないと いけませんか。

無料相談をしたからといって、必ず依頼をいただく必要はございません。ご自身で進める方が良いケースもあります。弁護士費用のお見積りも、ご遠慮なくお申しつけください。

Question 03



家族に内緒で、遺言や相続について相談できますか。

はい、相談できます。弁護士は法律上守秘義務を負っていますので、相談の有無やその内容を家族を含む第三者に開示いたしません。

ご依頼者様の声

Voice 01



とても話しやすく、よくわかるように説明してくださいました。ありがとうございました。(遺産分割調停)

Voice 02



遺言書作成に際し、大変お世話になり、誠にありがとうございます。スムーズに進めることができ、感謝申し上げます。(遺言公正証書の作成)

Voice 03

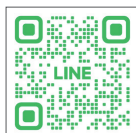


弁護士の先生のお力で、満足のいく結果が得られました。感謝しています。(財産の使い込み)

無料相談会のお申込み方法

LINEでお申込

QRコードを読み込み、
①「相談会参加希望」
②お名前③相談希望日時
を送信してください。



電話でお申込

0774-62-0118

※予約受付: 平日9:00~17:30